

高齢者保健福祉・介護保険制度を取りまく最近の動向について

1 要介護認定方法の見直しに伴う経過措置について

- 平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させること、できるだけ調査員個々の判断や地域ごとのバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われた。
 - (主な見直し内容)
 - ・ 要介護認定に係る調査については、能力勘案や日常生活への支障を考慮せず実態のみを反映し、個別事情は特記事項に記載
 - ・ 調査員の捉え方によって評価が異なりやすい調査項目、主治医意見書によって代替可能な調査項目を除外
- 見直しに関して、利用者等から軽度化を危惧する不安の意見があったため、厚生労働省において有識者による検討会が設置され検証が行われることとなり、併せて更新申請で従前の要介護度と異なる判定が出た場合には従前の要介護度を希望できる経過措置が実施された。
- 3回にわたる検証・検討の結果、軽度に判定される傾向が若干認められたため、平成21年10月から要介護認定における調査項目(74項目中43項目)の定義の見直しを行い、経過措置を終了することとなった。
 - ・ 平成21年4・5月(経過措置適用前)と前年同月の2次判定結果比較
非該当：0.9%→2.4%，要支援1：14.3%→17.8%
 - (主な見直し内容)
 - ・ 実際に行ってもらった状況と介護者等から聞き取りした日頃の状態が異なる場合は、より頻回な状況で選択
 - ・ 実際に行われている介助の方法が不適切な場合は、適切な介助を選択
 - ・ 生活習慣等によって介助(行為)が発生していない場合は、類似の行為で評価
- 平成21年4月1日以降新規に認定申請を行った方のうち非該当又は本人の認識より軽度(重度)に判定されたと申し出た方について、再申請又は区分変更申請の勧奨を実施した。
- 平成22年1月15日に「第4回要介護認定見直しに係る検証・検討会」が開催、以下のとおり報告された。
 - ・ 要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっている。
 - ・ 各要介護度別の分布については、平成21年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、軽度者の一部については割合が大きくなったものの、全体的に過去3年に近い分布を示している。
 - ・ 平成21年4月から9月に新たに申請をし非該当となった方で、10月以降に再申請をされた方のうち92.6%は、要支援1から要介護5までの何れかの要介護度が判定された。
 - ・ また、平成21年4月から9月に新たに申請をし認定された方で、10月以降に区分変更申請をされた方のうち80.2%は、前回より重度に判定された。
- 以上により、要介護認定の見直しにかかる混乱は終息し、検証・検討会の目的は概ね達成されたとし、検証・検討会は終了することとなった。

- 本市における状況についても、概ね国と同様の傾向にある（別紙1参照）。
- なお、要介護認定見直しに係る検証・検討会においては「今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。」としている。

2 介護従事者の処遇改善・人材確保について

(1) これまでの動向

- 少子長寿化により福祉・介護サービスの需要が今後ますます伸びていく状況の中、介護職の人材確保については、介護サービスの質の維持・向上を図る観点から重要な課題となっている。
しかし、介護職の平均賃金が全業種平均を下回ることや、他の産業と比較して離職率が高いこと、介護福祉士の有資格者の多くが福祉・介護分野に従事しておらず、潜在的有資格者に留まっていること等、介護職を取り巻く現状は、様々な問題を抱えている。

○ これまでの主な動き

- ・平成20年5月21日 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の施行
- ・ 10月30日 政府の新たな「生活対策」において、平成21年度以降の介護報酬改定等を発表（介護従事者の処遇改善と人材確保等のため）
- ・平成21年4月1日～ 第4期介護保険事業計画期間における介護報酬の3%引上げ（介護保険制度発足以来初）
国において、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財政措置（介護報酬を引上げに伴う第4期介護保険料の急激な上昇を抑制するため）
- ・ 4月10日 『『経済危機対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議』において「経済危機対策」の取りまとめ
- ・ 5月29日 国の平成21年度補正予算において、介護職員処遇改善交付金等を措置
- ・ 10月23日 政府の「緊急雇用対策」において、『『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』等の実施を決定
- ・ 12月15日 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を受けた平成21年度補正予算(第2号)（平成21年12月15日）で、「介護、医療、農林、環境・エネルギー等の重点分野における雇用の創造」として財政措置

(2) 介護従事者処遇改善交付金について

- 平成21年度の介護報酬3%プラス改定に加え、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくため、平成21年10月から、介護職員1人当たり平均1.5万円を助成する介護職員処遇改善交付金が交付されている。
- 交付金の申請率については、平成21年10月9日現在の全国平均で約48%であったが、行政による申請勧奨の取組等の結果、12月末時点では全国平均で80%（京都府87%）となっている。〔別紙2-1参照〕

- 厚生労働省において、介護従事者処遇改善交付金も含め、介護保険制度に係る書類や事務手続きについて、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあって、書類作成や事務手続きが煩雑で、関係者の負担となっているとの指摘があることから、その見直しが行われることとなった。これに先立ち、平成 22 年 2 月 3 日から利用者、事業者、従事者、自治体等関係者等、広く関係者に対して、見直しの参考とするための意見募集が行われている。(平成 22 年 3 月 31 日締切) [別紙 2 - 2 参照]
- 平成 22 年度以降については、長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要であることから、交付金の助成に当たって、現行の要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合は助成額を減額することとされている。制度の詳細については現在国において検討中である。[別紙 2 - 3 参照]
- 介護従事者の人材確保・処遇改善は今後とも引き続き取り組んでいく必要があり当該交付金制度が終了する平成 24 年度以降も処遇改善に取り組んでいく方針を厚生労働大臣が表明している。

(3) 処遇改善状況等の調査について

- 国においては、平成 21 年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うため、平成 21 年 10 月に介護報酬改定影響検証事業（介護従事者処遇状況等調査）を実施した。
[平成 22 年 1 月 25 日発表の調査結果（速報）は別紙 2 - 4 参照]
- 介護報酬改定に加えて、介護職員処遇改善交付金の影響も踏まえた介護従事者の処遇改善状況を把握するため、国において、平成 22 年夏頃に介護事業経営概況調査及び介護従事者処遇状況等調査の実施が予定されている。[別紙 2 - 5 参照]

3 地域包括ケア推進会議について

- 急速な高齢化の進展の中、保健、医療、介護、福祉、住まい及び地域生活支援サービス等を包括的に提供して高齢者等を支援する「地域包括ケア」の普及推進を目的として、平成 21 年 11 月 17 日に「全国地域包括ケア推進会議」の初会合が行われた。
- 本推進会議については、山井厚生労働大臣政務官の下、保健、医療、福祉等に関連する 53 団体を構成員としているものであり、今後、厳しい経済情勢の中での良質な介護人材の確保、高齢者の日常生活における課題やニーズの把握、介護サービス提供体制の拡充等について議論されることとなっている。

4 全国の特別養護老人ホーム入所申込者の状況について

- 今後の介護サービス基盤整備の検討に関する基礎資料とするため、厚生労働省が全国の特別養護老人ホームの入所申込者の状況について実数調査を実施し、平成 22 年 1 月 25 日に都道府県ごとの入所申込者数の公表を行った。[別紙 2 - 6 参照]
- 要介護 1 以上の特別養護老人ホーム入所申込者について、全国では 421,259 人、京都府内では 5,610 人であるとの調査結果が明らかになったが、当該調査の実施に当たっては、各都道府県が独自の方法や基準で集計したために単純な各都道府県間の計数比較が困難であり、厚生労働省においては、今後、さらに詳細な状況を把握するための抽出調査を実施し、4 月頃に公表を行う予定とされている。

5 都市型ケアハウス（仮称）の創設について

- 都市部において単身の低所得高齢者が増加していることを踏まえ、厚生労働省は平成22年3月に「軽費老人ホームの設備、運営に関する基準」省令を改正し、従来の軽費老人ホーム（ケアハウス）より居室面積を狭くする一方、利用料を低く抑える「都市型ケアハウス（仮称）」を平成22年度から創設することとした。
- 制度創設と合わせて、定員一人当たり150万円の施設整備補助を実施し、地価や人件費が高い首都圏や近畿圏、中部圏における低所得者向けの高齢者の居住確保を促進する狙いであり、設備に関する具体的基準については、定員20人以下、居室面積7.43㎡以上（従来型：定員20人以上、居室面積21.6㎡以上）とし、人員配置についても施設長には生活相談員との兼務を認めるなど、大幅な特例措置により利用料の低廉化が図られる見通しである。〔別紙2-7参照〕

要介護認定の見直しに係る検証・検討会（22年1月15日）に示された
要介護認定結果と本市との比較

1 1次判定結果（10・11月判定分）

	国（12/4）	本市	国との増△減
非該当	4.0%	1.8%	△ 2.2 p t.
要支援1	16.8%	16.6%	△ 0.2 p t.
要支援2	15.0%	20.3%	+ 5.3 p t.
要介護1	19.2%	16.5%	△ 2.7 p t.
要介護2	14.4%	15.7%	+ 1.3 p t.
要介護3	10.9%	11.1%	± 0.2 p t.
要介護4	11.2%	10.1%	△ 1.1 p t.
要介護5	8.6%	7.9%	△ 0.7 p t.

2 2次判定結果（10・11月判定分）

	国（12/4）	本市	国との増△減
非該当	1.1%	0.7%	△ 0.4 p t.
要支援1	16.1%	15.8%	△ 0.3 p t.
要支援2	15.6%	19.3%	+ 3.7 p t.
要介護1	19.3%	17.1%	△ 2.2 p t.
要介護2	15.9%	16.7%	+ 0.8 p t.
要介護3	11.8%	11.7%	△ 0.1 p t.
要介護4	10.7%	10.1%	△ 0.6 p t.
要介護5	9.6%	8.6%	△ 1.0 p t.

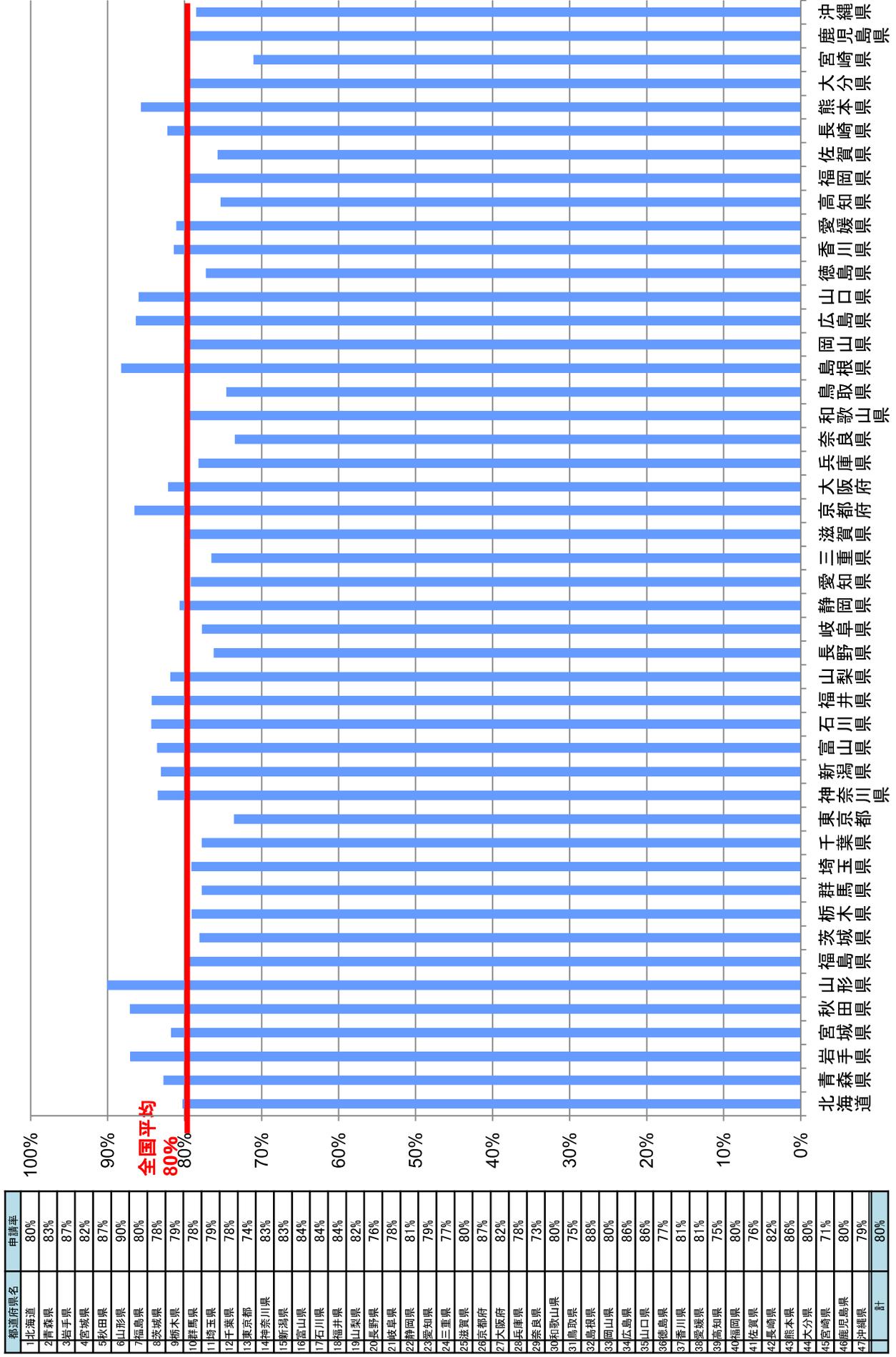
3 非該当で再申請された方の要介護認定結果

	国 (12/4)	本市 (35人)	国との増△減
非該当	7.4%	5.7%	△ 1.7 p t.
要支援1	48.8%	40.0%	△ 8.8 p t.
要支援2	18.9%	17.1%	△ 1.8 p t.
要介護1	15.5%	28.6%	+13.1 p t.
要介護2	4.7%	8.6%	+ 3.9 p t.
要介護3	1.7%	0.0%	△ 1.7 p t.
要介護4	1.7%	0.0%	△ 1.7 p t.
要介護5	0.0%	0.0%	± 0.0 p t.
非該当以外	92.6%	94.3%	△ 1.7 p t.

4 区分変更申請された方の前回判定との比較

	国 (12/4)	本市 (109人)	国との増△減
軽度になった	2.7%	0.0%	△ 2.7 p t.
変わらない	17.1%	5.5%	△ 11.6 p t.
重度になった	80.2%	94.5%	+14.3 p t.

介護職員処遇改善交付金の申請率について（H21.12月末現在）



平成22年2月3日

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見の募集について

介護保険制度の円滑な推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度に係る書類・事務手続について、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあり、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの指摘があることから、その見直しを行うことしました。

つきましては、これに先立ち、厚生労働省ホームページの意見募集のページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>）に別添を掲載し、広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様のご意見を募集することといたしましたので、お知らせします。

幅広いご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力方お願いいたします。

なお、各都道府県及び各保険者の皆様に対しましては、後日、保険者事務等について、簡素合理化の視点からご意見を伺うことも予定しておりますので、申し添えます。

担当：老健局振興課法令係
電話（代表）03(5253)1111
内線 3937
（直通）03(3595)2889

介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見の募集について

平成22年2月3日
厚生労働省老健局

この度、厚生労働省では、介護保険制度に係る書類・事務手続について、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあり、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの意見があることから、その見直しを行うこととしました。

ついては、これに先立ち、下記のとおり広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様のご意見を募集します。皆様からいただいたご意見については、今回の見直しにおける参考とさせていただきます。

なお、ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 募集期間

平成22年2月3日（水）～3月31日（水）（郵送の場合は同日必着）

2. 提出方法

○ 電子メールの場合

- 送付先：p-work@mhlw.go.jp
- メール の 題名 は「書類・事務手続の見直し」として下さい。
- ご意見につきましても、必ず以下に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

- 送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局振興課あて
- 封筒の表には、朱書きで「書類・事務手続の見直し」とお書きください。
- 郵送による場合も、ご意見につきましても必ず以下に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

○ FAXの場合

- 送付先：03-3503-7894 厚生労働省老健局振興課あて
- 題名等は「書類・事務手続の見直し」としてください。
- FAXによる場合も、ご意見につきましても必ず以下に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

3. 様式

- エクセルファイル：こちらをクリック
- PDFファイル：こちらをクリック



4. 留意事項

ご提出いただくご意見については、日本語に限ります。

また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人等の場合はその名称及び所在地を、それぞれ記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名（法人名等）・住所（所在地）・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合もあります。

提出者氏名(法人名等)

住所(所在地)

職業

電話番号

メールアドレス

①事項	②具体的な見直し案	③理由	④備考・自由記載欄
(記載例) ・指定居宅サービス事業所の指定	(記載例) ・〇〇の際に届け出る書類の様式△の削除	(記載例) ・様式口にも同趣旨のことが記載可能なため、不必要な事務作業が発生している。 ・よって、様式△と様式口を統合可能と思われるため。	

(記載要領)

○事項が多い場合は適宜記入欄を追加してください。

平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール（案）について

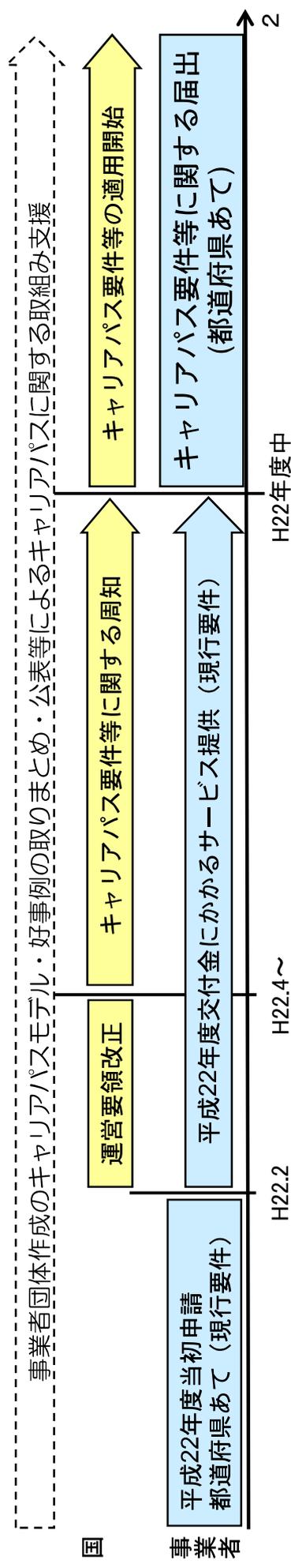
① キャリアパス要件等の設定について

- 平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金の助成にあたっては、現行要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合、助成額を減額することを予定。
- 本要件の取扱いについては、平成21年度中に定め、運営要領の改正を行う予定。

② 今後の事務手続きについて

- 平成22年度当初の申請手続きについては、暫定的に現行要領のまま行う。
- ※ キャリアパス要件等の設定については、平成22年2月サービス分からは適用しない。
- キャリアパス要件等の適用時期については、労使交渉（一般的には4月以降）の時期等も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等を設けることを予定。
- 平成22年度の申請手続後、キャリアパス要件等に関する届出が必要となるが、手続きについては、可能な限り簡素化を図る等、一定の配慮を行う予定。
- 昨年12月開催の「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」では、キャリアパスに対する取り組みは重要との認識がある一方、事業所規模に応じた一定の配慮が必要等の指摘もあり、要件設定の際に参考にすることとしている。
- ※ 本懇談会の資料・議事録は厚生労働省ホームページに掲載。

（参考）今後の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール（案）のイメージ図



別紙2-4

介護給付費分科会 - 調査実施委員会

第3回 (H22. 1. 25) 資料 1-1

平成21年度介護従事者処遇状況等調査の結果(速報)

本結果(速報)は、平成21年12月末までに確定した調査票を集計したものであるため、最終的な結果については数値が変動する。

1 調査の概要・集計方法について

○調査概要

目的：平成21年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の基本方針：

- (1) 介護従事者の報酬改定前後における給与等の実態把握
- (2) 給与等以外における介護従事者の処遇改善策の実態把握
- (3) 施設・事業所における加算の取得状況の把握

調査日：平成21年10月1日

調査対象：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者

調査項目：

- (1) 施設・事業所票
給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数 等
- (2) 従事者票
性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

抽出率：調査対象サービスごとに、1/4～1/20で設定

○集計方法

調査結果の集計にあたっては、ウエイトバック（施設・事業所種類別、地域区分別、施設・事業所規模別の全国の施設・事業所数と回収した調査票により出現数を割り戻す方法）により全国推計値を算出している。

2 速報における集計対象施設・事業所数について

	施設・事業所数	調査対象数	集計対象施設・事業所数	調査対象に占める集計対象割合(%)
合計	91,067	7,141	5,034	70.5
介護老人福祉施設	5,892	1,471	1,185	80.6
介護老人保健施設	3,435	858	634	73.9
介護療養型医療施設	2,608	621	382	61.5
訪問介護事業所	21,069	985	580	58.9
通所介護事業所	20,997	1,025	719	70.1
認知症対応型共同生活介護事業所	8,818	878	590	67.2
居宅介護支援事業所	28,248	1,303	944	72.4

(注)平成21年12月末までに確定した調査票について集計

3 結果の概要について

1. 平成21年4月から9月の間での給与等の引き上げの状況は、「定期昇給を実施」が43.7%、「介護報酬改定を踏まえて引き上げた」が23.4%、「介護報酬改定に関わらず引き上げた」が21.0%、となっている。（P. 4「施設・事業所の給与等の引き上げ状況について」参照）
2. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与額は、平成20年「222,308円」、平成21年「231,366円」で、「9,058円」増額している。（P. 5「介護従事者の平均給与額について」参照）
3. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与の増加額は、職種別により「8,102円」から「12,291円」となっている。（P. 6「介護従事者の職種別平均給与額について」参照）
（注）2及び3について、介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年ともに在籍している者を対象として比較したものである。
4. 給与等以外の処遇改善の状況みると以下のようになっている。
 - ・「1. 職員の増員による業務負担の軽減」 32.6%
 - ・「3. 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映」 33.8%
 - ・「4. 昇給または昇進・昇格要件の明確化」 33.8%
 - ・「6. 賃金体系等の人事制度の整備」 33.5%
 - ・「13. 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実」 30.9%（P. 7「給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について」参照）
（注）割合は「従来より実施しており、今回さらに充実」、「従来、実施していないが、今回新たに実施」及び「今後実施予定」の合計

4 施設・事業所の給与等の引き上げ状況について(複数回答)

	定期昇給 を実施	介護報酬 改定を踏 まえて 引き上げ	介護報酬 改定に関 わらず 引き上げ	給与等の 引き上げを 行わなかっ たが、1年 以内に引 き上げ予 定	給与等の 引き上げを 行っておら ず、今後も 引き上げ 予定無し	その他
合計	43.7%	23.4%	21.0%	15.2%	13.1%	7.4%
介護老人福祉施設	71.6%	43.1%	21.1%	12.5%	2.9%	5.0%
介護老人保健施設	64.9%	37.0%	26.6%	9.7%	3.3%	5.0%
介護療養型医療施設	53.4%	14.7%	25.4%	9.9%	11.0%	5.9%
訪問介護事業所	32.9%	30.4%	19.3%	17.4%	13.9%	6.8%
通所介護事業所	46.1%	20.1%	26.1%	19.3%	8.4%	5.4%
認知症対応型共同生活介護事業所	41.0%	26.1%	26.8%	16.5%	7.1%	10.1%
居宅介護支援事業所	41.6%	14.9%	15.7%	11.7%	21.3%	9.5%

5 介護従事者の平均給与額について (平成20年及び平成21年ともに在籍している者を集計)

	介護従事者の平均給与額(注2)			介護従事者数 (回収数)
	平成21年9月	平成20年9月	差引 (平成21年－ 平成20年)	
全体	231,366円	222,308円	9,058円	42,311人
介護老人福祉施設	281,800円	269,748円	12,052円	15,069人
介護老人保健施設	296,043円	284,414円	11,629円	8,812人
介護療養型医療施設	304,505円	298,369円	6,136円	5,282人
訪問介護事業所	139,473円	133,605円	5,868円	3,176人
通所介護事業所	197,331円	188,784円	8,547円	4,116人
認知症対応型共同生活介護事業所	207,057円	197,870円	9,187円	4,251人
居宅介護支援事業所	306,616円	296,877円	9,739円	1,605人

(注1)介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年ともに在籍している者を対象として比較している

(注2)介護従事者の給与は、以下により算出
 月給の者：月給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)
 日給の者：日給×実労働日数＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)
 時給の者：時給×実労働時間＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

6 介護従事者の職種別平均給与額について (平成20年及び平成21年とも在籍している者を集計)

	職種別平均給与額(注2)			介護従事者数 (回収数) (注3)
	平成21年9月	平成20年9月	差引 (平成21年－ 平成20年)	
看護職員	306,511円	298,118円	8,393円	6,865人
介護職員(訪問介護員を含む)	199,854円	190,935円	8,919円	25,270人
生活相談員・支援相談員	296,349円	284,058円	12,291円	3,246人
PT、OT、ST又は機能訓練指導員	273,715円	265,613円	8,102円	2,518人
介護支援専門員	315,006円	305,154円	9,852円	3,873人

(注1)介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年とも在籍している者を対象として比較している

(注2)介護従事者の給与は、以下により算出

月給の者: 月給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

日給の者: 日給×実労働日数＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

時給の者: 時給×実労働時間＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

(注3)職種が不明な者を含むため、職種別の職員数の合計と5頁の介護従事者数の全体は一致しない。

7 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

(処遇全般)

※ 3頁に記載した事項を太枠で囲んでいる

	従来より実施しており、今回さらに充実	従来、実施していないが、今回新たに実施	従来及び今回実施していないが、今後実施予定	従来より実施、今回内容等を変更なし	従来及び今回実施しておらず、今後も予定なし	合計 (無回答を含む)
1. 職員の増員による業務負担の軽減	11.8%	6.1%	14.7%	37.7%	26.4%	100%
2. 夜勤の見直しや有給休暇取得促進等の労働条件の改善	6.6%	3.6%	14.0%	50.1%	21.7%	100%
3. 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	9.2%	2.7%	21.9%	46.8%	16.1%	100%
4. 昇給または昇進・昇格要件の明確化	5.3%	3.4%	25.1%	43.5%	18.9%	100%
5. 非正規職員から正規職員の転換機会の確保	7.1%	2.4%	13.9%	48.5%	24.2%	100%
6. 賃金体系等の人事制度の整備	7.2%	3.1%	23.2%	43.6%	18.8%	100%
(教育・研修)						
7. 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	16.8%	2.4%	10.5%	62.6%	5.1%	100%
8. 資格取得や外部の研修参加に係る費用等の負担(一部を含む)	10.6%	2.5%	8.2%	67.8%	8.0%	100%
9. 部下指導を管理職等の役割としての明確化	6.7%	2.4%	15.4%	59.1%	12.6%	100%
10. 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	5.6%	2.3%	16.8%	46.6%	24.7%	100%
(職場環境)						
11. 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	15.7%	2.0%	4.1%	73.2%	2.6%	100%
12. 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	7.4%	3.7%	17.5%	56.1%	12.1%	100%
13. 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	6.9%	2.9%	21.1%	54.2%	11.6%	100%
14. 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	6.0%	1.6%	13.6%	61.0%	14.1%	100%
15. 事故やトラブルへの対応体制の整備	8.1%	1.3%	7.3%	77.1%	3.1%	100%

※ 合計には無回答を含むため、各項目の合計は100%と一致しない

8 要因の分析について(案)

本調査の基本方針を踏まえ、以下のとおり要因分析を行うてはどうか。

- 1 介護従事者の報酬改定前後における給与等の実態分析
(分析例)
 - ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による給与等について
 - ・性別、勤続年数、勤務・雇用形態など従事者の属性による給与等について
 - ・給与等以外における処遇改善策との関係について
 - ・加算の取得状況との関係について
- 2 給与等以外における介護従事者の処遇改善策の実態分析
(分析例)
 - ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による給与等以外における処遇改善策について
 - ・加算の取得状況との関係について
- 3 施設・事業所における加算の取得状況の分析
(分析例)
 - ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による加算の取得状況について

介護事業経営概況調査及び介護従事者処遇状況等調査
の実施の概要（案）について

別紙2 -5

1. 調査の目的

平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の影響が介護従事者の処遇改善の状況を把握するとともに介護保険施設・事業所の経営状況を把握することにより、次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期

平成22年 夏頃実施予定

3. 調査票の種類

(1) 介護従事者処遇状況等調査

- 1) 介護老人福祉施設票
- 2) 介護老人保健施設票
- 3) 介護療養型医療施設票
- 4) 訪問介護事業所票
- 5) 通所介護事業所票
- 6) 認知症対応型共同生活介護事業所票
- 7) 居宅介護支援事業所票

(2) 介護事業経営概況調査（従前の調査票との関係は別紙参照）

- 1) 社会福祉法人会計基準・
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針票
- 2) 介護老人保健施設会計・経理準則票
- 3) 病院会計準則票
- 4) 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・
経理準則票

※ 調査票は、施設種別、法人種別に調査票を送付

4. 調査対象及び抽出率

- (1) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出
- (2) 抽出率：別表の通り

5. 調査項目

(1) 介護従事者処遇状況等調査

1) 施設・事業所票

- ・ 給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等

2) 従事者票

- ・ 性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

(2) 介護事業経営概況調査

1) 収入の状況、支出の状況、資産・負債の状況、職員人件費の状況 等

特別養護老人ホームへの入所申込状況調べ (都道府県別)

都道府県名	入所申込者数	都道府県名	入所申込者数
北海道	22,420	滋賀県	8,051
青森県	5,700	京都府	5,610
岩手県	5,539	大阪府	10,379
宮城県	10,067	兵庫県	25,100
秋田県	2,727	奈良県	4,820
山形県	6,844	和歌山県	2,468
福島県	10,402	鳥取県	2,320
茨城県	4,807	島根県	5,941
栃木県	5,167	岡山県	6,770
群馬県	8,225	広島県	19,680
埼玉県	14,067	山口県	7,898
千葉県	16,646	徳島県	1,462
東京都	43,746	香川県	3,835
神奈川県	22,865	愛媛県	3,953
新潟県	18,044	高知県	2,574
富山県	1,489	福岡県	17,166
石川県	1,611	佐賀県	1,317
福井県	3,191	長崎県	3,936
山梨県	5,564	熊本県	10,277
長野県	4,793	大分県	3,945
岐阜県	13,053	宮崎県	3,150
静岡県	10,310	鹿児島県	6,639
愛知県	9,203	沖縄県	3,026
三重県	14,462	合 計	421,259

※ 次の府県については、各々の調査方法や基準により集計し、公表した数値を記載（調査方法等については、別紙のとおり）
 秋田県、富山県、石川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正について

1 趣旨

社会福祉施設については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条により施設の最低基準を定めることとされており、軽費老人ホームの最低基準については「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）により規定されている。

今般、都市部における低所得高齢者対策として、「都市型軽費老人ホーム」の最低基準を創設することに伴い、当該省令を改正するものである。

2 基本的な方向性

「都市型軽費老人ホーム」における設備及び運営に関する基準は、現行の軽費老人ホームに関する基準内容の緩和等により規定する。

基準の内容については「3 基準の一部改正の概要」のとおり。

3 基準の一部改正の概要

（1）基本方針等

- ① 都市型軽費老人ホームとは、都市部（原則として既成市街地等※とする）を対象とした小規模（定員20人以下とし、必要最小限の設備を備えるもの）な軽費老人ホームを指す。
- ② 都市型軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- ③ 都市型軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- ④ 都市型軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（2）都市型軽費老人ホームの入所定員

都市型軽費老人ホームの入所定員は20人以下とする。

（3）設備関係

- ① 都市型軽費老人ホームは次に掲げる設備を設けなければならないこととする。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの入所者に対するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- ・ 居室
 - ・ 食堂
 - ・ 浴室
 - ・ 洗面所
 - ・ 便所
 - ・ 調理室
 - ・ 面談室
 - ・ 洗濯室又は洗濯場
 - ・ 宿直室
 - ・ 上記のほか、事務室その他運営上必要な設備
- ② 居室に関する基準は次のとおりとする。
- ・ 一の居室の定員は、原則として1人とする。
 - ・ 地階に設けてはならない。
 - ・ 一の居室の床面積は、収納設備を除き7.43㎡以上とする。
 - ・ 緊急のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ③ その他の主な基準は次のとおり。
- ・ 浴室は、老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - ・ 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。なお、食事の提供を委託等により実施する場合で、調理室を必要としない場合は設けないことができる。
 - ・ 施設内に一斉に放送できる設備を有すること。
 - ・ 入所者が自炊する場合は、食堂等の共用部分に調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(4) 人員関係

- ① 職員配置の基準は次のとおり。
- ・ 施設長 1
 - ・ 生活相談員 1以上
 - ・ 介護職員 常勤換算方法で、1以上
 - ・ 事務員 1以上
 - ・ 栄養士 1以上
 - ・ 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- ② 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ③ 生活相談員は、常勤の者でなければならない。また、入所者の処遇に支障がない場合は、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事することができる。
- ④ 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員を置かないことができ

る。

- ⑤ 事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑥ 栄養士は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑦ 調理員は、食事の提供を委託等により実施する場合又は全ての入所者が自炊する場合は、置かないことができる。
- ⑧ 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(5) 運営関係

食事等

- ・ 都市型軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- ・ 都市型軽費老人ホームは、食事の提供に際し入所者が自炊を行う場合は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。なお、この場合において、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

(6) 準用

(1) から (5) までに掲げる基準のほか、以下に掲げる基準については、「都市型軽費老人ホーム」について準用する。

【対象条項】

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第3条から第9条まで、第12条第17条まで及び第19条から第33条まで

4 施行日

平成22年4月1日（予定）

※ 既成市街地等について

既成市街地等とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいい、次表に掲げる区域のことである。

区 域	都道府県	既成市街地等
首都圏 ※ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地	東京都	23区、武蔵野市の全域 三鷹市の特定の区域
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏 ※ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域	大阪府	大阪市の全域 守口市、東大阪市、堺市の特定の区域
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域
中部圏 ※ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる地域	愛知県	名古屋市の特定の区域

（参照条文）

租税特別措置法第37条、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の5、首都圏整備法第2条、首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）別表、近畿圏整備法第2条、近畿圏整備法施行令（昭和40年政令第159号）第1条、近畿圏整備法施行令別表、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表